

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2第7次設計変更設計業務委託	300:建築設計・監理	大建設計(株)	33,000,000	令和7年10月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託	02-01:施設保守点検整備	(株)日本管財環境サービス大阪支店	16,302,000	令和7年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託	02-01:施設保守点検整備	花木工業(株)大阪支店	16,559,400	令和7年12月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2 第7次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2」の施工図作成時の仕様等の確認において発生した仕様の変更等に伴う官庁関係協議並びに図面作成・修正および積算等を行うものであり、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った株式会社大建設計と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場業務管理グループ（電話番号 06-6675-2017）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本管財環境サービス大阪支店

3 隨意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、点検整備を行うことで機能を回復するものである。

当該設備を製造及び施工したのは、(株) セキスイエンバイロメント(現積水アクアシステム(株))であり、点検整備等を実施するにあたっては同社が保有していた知識及び技術力を活用することが不可欠である。また点検整備を行うにあたっては既存機器と密接不可分の関係であり、同社が保有していた知識及び技術力がなければ既存機器に著しい支障が生じる可能性があり、施工後の性能・作動状態・安全性に対して保障することができない。

なお、同社は点検整備等をすべて(株)清流メンテナンスに移管しておりさらに現在は(株)日本管財環境サービスに事業継承され、保有していた知識及び技術力も継承されている。

よって、本点検整備に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)日本管財環境サービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ(電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われる牛及び豚のと畜で使用する解体処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは六星工業（株）であるが、同社は、当該設備にかかる一切の業務を花木工業（株）に移管し、平成 18 年 3 月に撤退している。

花木工業（株）は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を整えている関西で唯一の業者である。

また、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継いでおり、制御システム及び現場実状を熟知しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に對して保証することが出来ない。

したがって、本委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）